

## 第76号議案 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

### 1. 改正理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が公布され、家庭的保育事業における食事の提供に係る経過措置が延長されたことから、区の基準を定める条例の一部改正を行う。

### 2. 改正内容

条例の施行日（平成27年4月1日）前に既に保育事業を実施していた者が同日以後に家庭的保育事業の認可を受けた場合における調理員の配置および調理設備の設置に係る経過措置を延長する。

（延長前）

施行日から起算して5年を経過する日（平成32年3月31日）まで

（延長後）

施行日から起算して10年を経過する日（平成37年3月31日）まで

### 3. 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

### 4. 施行日

公布の日

新旧対照表

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例

新	旧
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項および第2項、第16条第1項、第2項および第5項、第17条、第18条第1項から第3項までならびに付則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)または保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)または認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。(第1号から第3号まで省略)</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設または事業を行う者(次項において「施設等」という。))が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。))</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項および第2項、第16条第1項、第2項および第5項、第17条、第18条第1項から第3項までならびに付則第3項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)または保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)または認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。(第1号から第3号まで省略)</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>(食事の提供の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設または事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。)) (第33条および第49条において準</p>

新	旧
<p>(第33条および第49条において準用する場合を含む。)および第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条および第49条において準用する場合を含む。)、第30条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理設備に係る部分に限る。))および第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1号(調理室に係る部分に限る。))および第4号(調理室に係る部分に限る。)、第45条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))ならびに第48条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しないことができる。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。))の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。))および第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。))により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>(小規模保育事業B型および小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)</p> <p><u>5 第32条および第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者または同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項および第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。</u></p>	<p>用する場合を含む。))および第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条および第49条において準用する場合を含む。)、第30条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理設備に係る部分に限る。))および第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第44条第1号(調理室に係る部分に限る。))および第4号(調理室に係る部分に限る。))ならびに第48条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しないことができる。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>(小規模保育事業B型および小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)</p> <p><u>4 第32条および第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者または同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項および第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。</u></p>

新	旧
<p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>6</u> 小規模保育事業C型にあつては、第36条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p>	<p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>5</u> 小規模保育事業C型にあつては、第36条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。